

認知症対応型共同生活介護

グループホーム

ななつかたばみ

社会福祉法人香南会

平成14年
認知症対応型共同生活介護事業
開始

16事業所 33ユニットを運営



地域の需要高

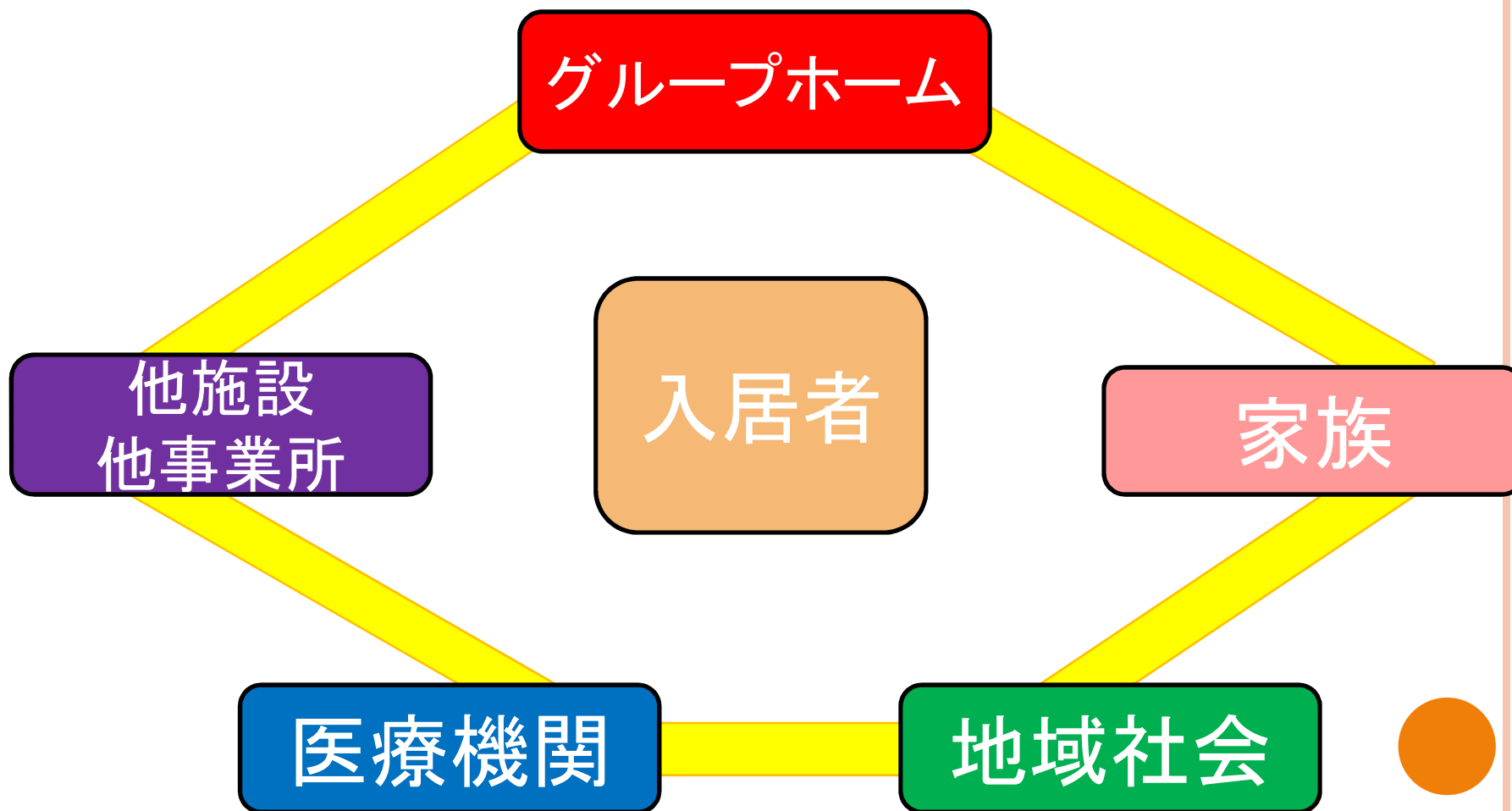
基本理念

すべての人々に
希望と光
心の安らぎを

< 事業計画 >

1. 住み慣れた地域での生活を継続する。
2. 24時間・365日の
安心した生活を確保する。
3. 利用者の様々なニーズに
柔軟に対応する。
4. 家族を支える。
5. 地域と共存する仕組みを構築する。 ●

<入居者を取り巻く環境>



<地域住民・ 地域社会との関わり>

- ・地域ボランティアの受け入れ
- ・保育所、小・中学校との交流
- ・他施設との交流
- ・地域活動への参加



非常災害に対する取り組み

火災・震災等の災害に備えた対策

- ①防災計画、消防計画に沿った訓練を反復する。
 - ・避難訓練(施設内):各種マニュアルに沿った行動(避難誘導・消火など)を確認する。
 - ・緊急連絡訓練 :法人職員への円滑な連絡体制を確保する。

- ②防火管理者が中心となり防災知識、技術及び対応技術の向上を図る。
 - ・全職員を対象とした防災教育と消火及び通報訓練、避難誘導等の総合防災訓練を年3回以上実施する。



③地域や行政機関との連携を図る。

- ・地域自主防災組織や行政機関が実施する防災訓練に参加する。
- ・運営推進会議、家族会などを活用し地域から協力を得られる体制の確保。

④地震・津波災害時の避難

地震・津波災害時には、隣接する特別養護老人ホームへ避難しますので安全且つスムーズに避難することができるように平常時より合同防災訓練を実施します。

別表4

訓練種別	実施予定月	訓練種別	実施予定月
消火訓練	5月、9月	震災訓練	10月
避難訓練	5月、9月	災害自主訓練	不定期
通報訓練	5月、9月	総合訓練	3月



③備蓄食料について。

- 備蓄食料 3日分（特別養護老人ホームもとちかにて保管、管理）
ご利用者の身体的特性に応じた食料品（米、お粥等）、調理が不要なもの（乾パン、缶詰、ようかんなど）、スープなど。



食事の取り組み

- ① ご利用者の嗜好に合わせた食事を提供する。
- ② 「食べる」楽しみを継続する。
- ③ ご利用者の生活習慣を、可能な限り尊重する。
- ④ 食事時は可能な限り、離床する。
- ⑤ 自助具を積極的に活用し、食事動作の自立を支援する。
- ⑥ 季節の行事食を提供する。



排泄の取り組み

- ① 排泄の自立に向けて可能性を検討する。
- ② 可能な限り、トイレで排泄する。
- ③ 福祉用具を積極的に活用する。
- ④ 排泄環境(排泄設備、用具)に配慮する。
- ⑤ 健康管理に努める。



歩行改善等の取り組み

- ① 日常生活の中で歩行機会を作る。
- ② 身体機能の維持・向上に取り組む。
- ③ 安全に歩行できる環境を整備する。
- ④ 余暇活動を充実させる。
- ⑤ 定期的に外出する。



認知症ケアマッピング ユマニチュード技法の導入



音楽療法
園芸療法



認知症改善に向けたケアや取り組み

- ・認知症ケアマッピングによるアセスメントの実施

認知症ケアマッピング(パーソン・センタード・ケア)によるアセスメントを用いて、生活やケアの質を評価・検討する。

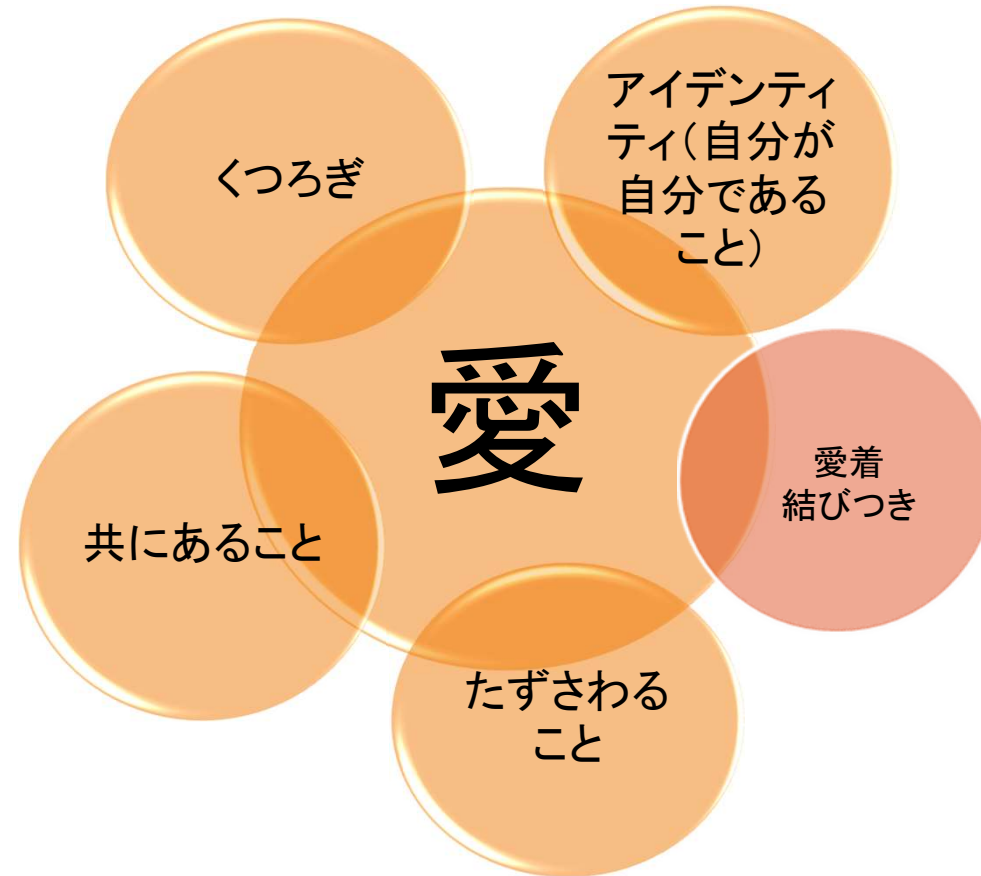
「個別ケア」の実現を目指し、入居者やご家族の要望やニーズに沿って支援するケアマネジメントに取り組む。

- ・ユマニチュード技法の導入

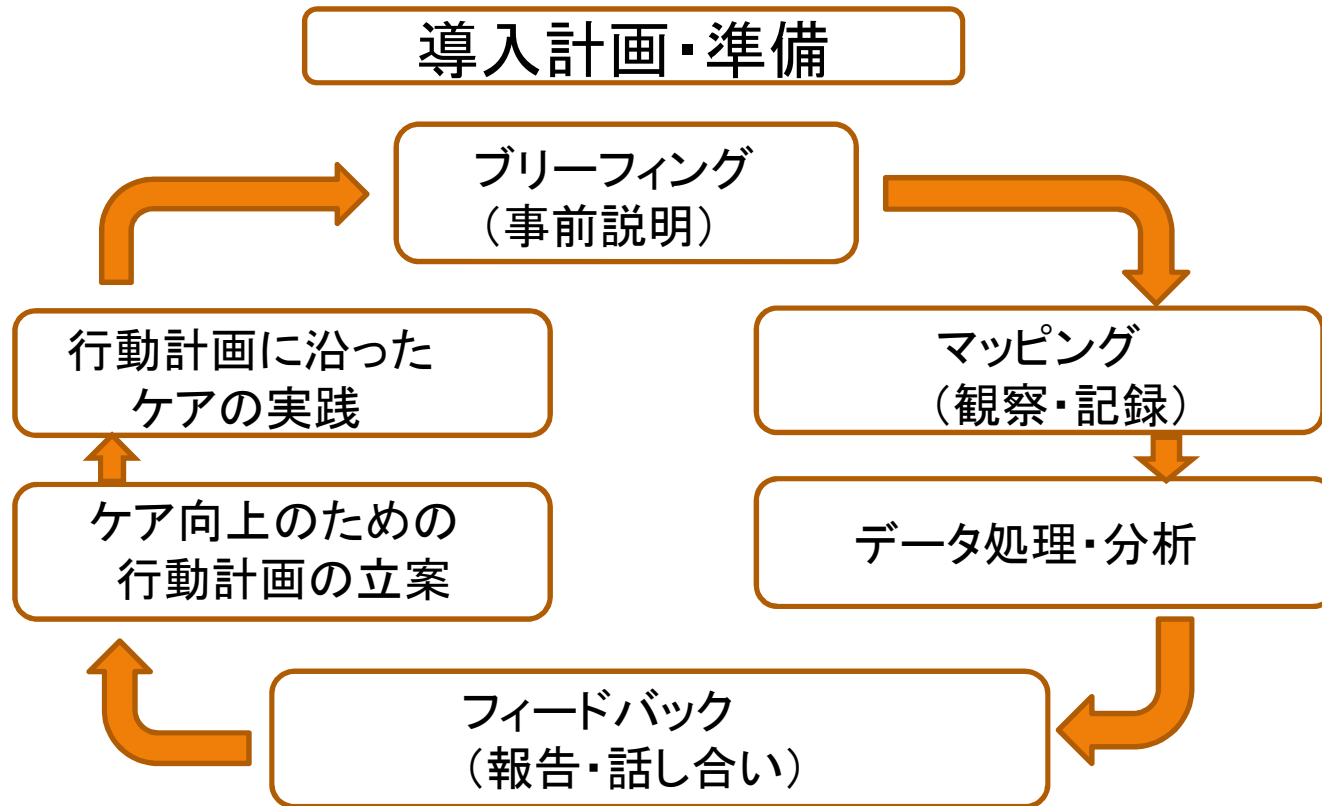
目線を合わせて声をかける、手を軽くなでる、背中をさする等(ユマニチュード技法)、入居者の感情に合わせてコミュニケーションを図る。



認知症とともに生きる人々の心理的ニーズ



DCMのプロセス



悪性の社会心理(MSP)・パーソンフッドを維持する為の積極的な働きかけ(PPW)

<悪性の社会心理>

- 1.怖がらせること
- 2.後回しにすること
- 3.急がせること
- 4.子ども扱いさせること
- 5.好ましくない区分け(レッテル付け)
- 6.屈辱すること
- 7.非難すること
- 8.騙したり、欺くこと
- 9.わかろうとしないこと
- 10.能力を使わないこと
- 11.強制すること
- 12.中断させること
- 13.物扱いすること
- 14.差別をすること
- 15.無視すること
- 16.のけ者にすること
- 17.あざむけること



<パーソンフッドを維持するための積極的な働きかけ>

1. 思いやり
2. 包み込むこと
3. リラックスできるスペース
4. 尊敬すること
5. 受け入れること
6. 喜び合うこと
7. 尊重すること
8. 誠実であること
9. 共感をもってわかろうとすること
10. 能力を発揮できるようにすること
11. 必要とされる支援をすること
12. 関りを継続できるようにすること
13. 共に行うこと
14. 個性を認めること
15. 共にあること
16. その場の一員として感じられるよう
にすること
17. 一緒に楽しむこと



重度化及び看取りに対する支援の取組み

①介護計画の作成

- ア アセスメントの実施(情報収集)
- イ 本人及び家族の意向確認
- ウ カンファレンス(情報の共有化)
- エ 介護計画の作成と同意
- オ チームケアの実施と評価

②医療との連携体制

③社会資源の活用

④その他の援助

- ア 住環境及び清潔面への配慮
- イ 家族への状況報告と相談
- ウ 身体的、精神的苦痛の緩和



看取りに関する事項

- (1) 看取りに対する説明と同意
- (2) 事業所における医療体制の理解
- (3) 入居者及び家族が当事業所内での看取り介護を希望した場合
- (4) 入居者及び家族が医療機関への入院を希望した場合
- (5) 家族との連絡体制
- (6) 入居者及び家族への援助



身体拘束廃止への取り組み

利用者がいかなる場合においても、身体的、精神的に苦痛を受けることがないように、人間としての尊厳の確保に努めます。身体拘束を行わないケアの実現を目標に、施設長、各事業所管理者、代表者、各部代表者からなる身体拘束適正化検討委員会を設置し、事業所におけるケアの資質向上を図ります。

- 身体拘束廃止を推進する人材の養成

- ① 研修会へ参加、開催する。

- ア) 基礎課程

- 現場の職員だけでなく、組織のトップである施設長や看護・介護部長等の責任者も一緒に受講し、「なぜ身体拘束がいけないのか」等の基本的知識を身に付ける。

- イ) 専門的な研修

- 身体拘束の実態を把握し、具体的な事例について拘束廃止のための方策について検討するなどの内容で、身体拘束のないケアの実践に結びつけていく。



高齢者虐待防止への取り組み

- 高齢者虐待についての取り組みとしてはマニュアルを用いて入居者に対してのケアを振り返り、人権を擁護できているかを客観的に自己評価できるように、虐待防止に係る心構えや基本的知識の習得を図る。

事業所内の体制の確立

- 事業所内で虐待が発生した場合は、「高齢者虐待防止委員会要綱」に基づき迅速且つ適切に対応する体制（高齢者虐待防止委員会の設置）を構築している。虐待が発生した際に、職員はどのような手順で対応するのか、誰に報告するのか、行政や介護支援専門員への報告義務等について、年2回の研修を通して職員に周知する。



虐待・不適切ケアの防止策とその具体的な内容

- 内部研修会を実施すると共に、外部研修会への参加を促す。
- 不適切ケアの早期発見・早期対応を実施する。
 - ア) ご利用者の表情の変化や日常生活動作の異常などをいち早く見つけるためコミュニケーションを重視したケアを行う。
 - イ) 不適切なケアがあれば対応職員に対し、速やかに注意・指導を行うと共に精神面のフォローを行う。(不適切なケアに至った原因の究明等)
 - ウ) 不適切なケアについて、職員会やカンファレンスにて報告を行い、全職員が共通の認識を持って不適切なケアの防止とご利用者の心のケアに重点を置く。
 - エ) 職員が「虐待をする側」に立たないよう、ストレスの軽減を目的に施設長・部長・主任等による職員の個別相談を実施する。
 - オ) 職員対象の苦情窓口を設置し、職場に対する意見や苦情を受け付ける。全職員に対し、苦情窓口の連絡先を通達し、匿名で気軽に相談できる環境及び体制を構築する。
 - カ) 労働負荷の軽減として、携帯端末機、福祉機器などの導入による業務の効率化、有給休暇の取得推進などに積極的に取り組む。



家族等，地域住民との日常的な交流

- ① 施設行事や研修会等は地域住民やご家族を招いて実施する。
 - ・地域住民・ご家族の協力を得ながら、共に楽しめる行事を計画・実施する。
- ② 地域の活動に参加する。
地域で行われる行事・防災訓練、清掃活動などにご利用者・職員共に参加する。
- ③ 地域の活性化に取り組む。
外出(買い物や外食など)する。



衛生管理・感染症対策への取り組み 〈感染症予防の方策〉

施設内の衛生管理

- ・整理整頓を心がけ、清掃(湿式清掃・換気・乾燥)を行い施設内の環境を清潔に保つ。
- ・マニュアルに沿った嘔吐物・排泄物の処理を行う。
- ・マニュアルに沿った血液・体液の処理を行う。

感染管理体制の構築

感染対策委員会の設置〈目的と役割〉

- ア)施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
- イ)決定事項や具体的対策を施設全体に周知するための窓口となる。
- ウ)施設における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。
- エ)感染症が発生した場合、感染症対策の指揮をとる。

職員研修の実施

感染症の予防や感染の拡大防止と感染症罹患患者に対する差別や偏見の防止を目的に、職員に対する教育・研修を行う。



苦情受付体制及びサービスの質向上の取り組み

苦情受付体制

ご利用者の方々の人権を守り、よりよいサービスの提供を目指します。

① ご利用者・ご家族への周知

ア) 苦情解決処理規程を事業所内に掲示すると共に、入居時に苦情解決の仕組みについて、十分に説明を行う。

イ) 公的機関に苦情相談できる事を併せて説明し、重要事項説明書に連絡先(介護保険担当課など)を明記する。

② 苦情の受け付け

ア) 苦情受付担当者(管理者・相談員等)・苦情解決責任者(施設長)を明確にする。

イ) 苦情受付担当者又は第三者委員が受け付け、苦情受付書に必要事項を記入し、苦情申立人の意向を確認する。



事故防止への取り組み

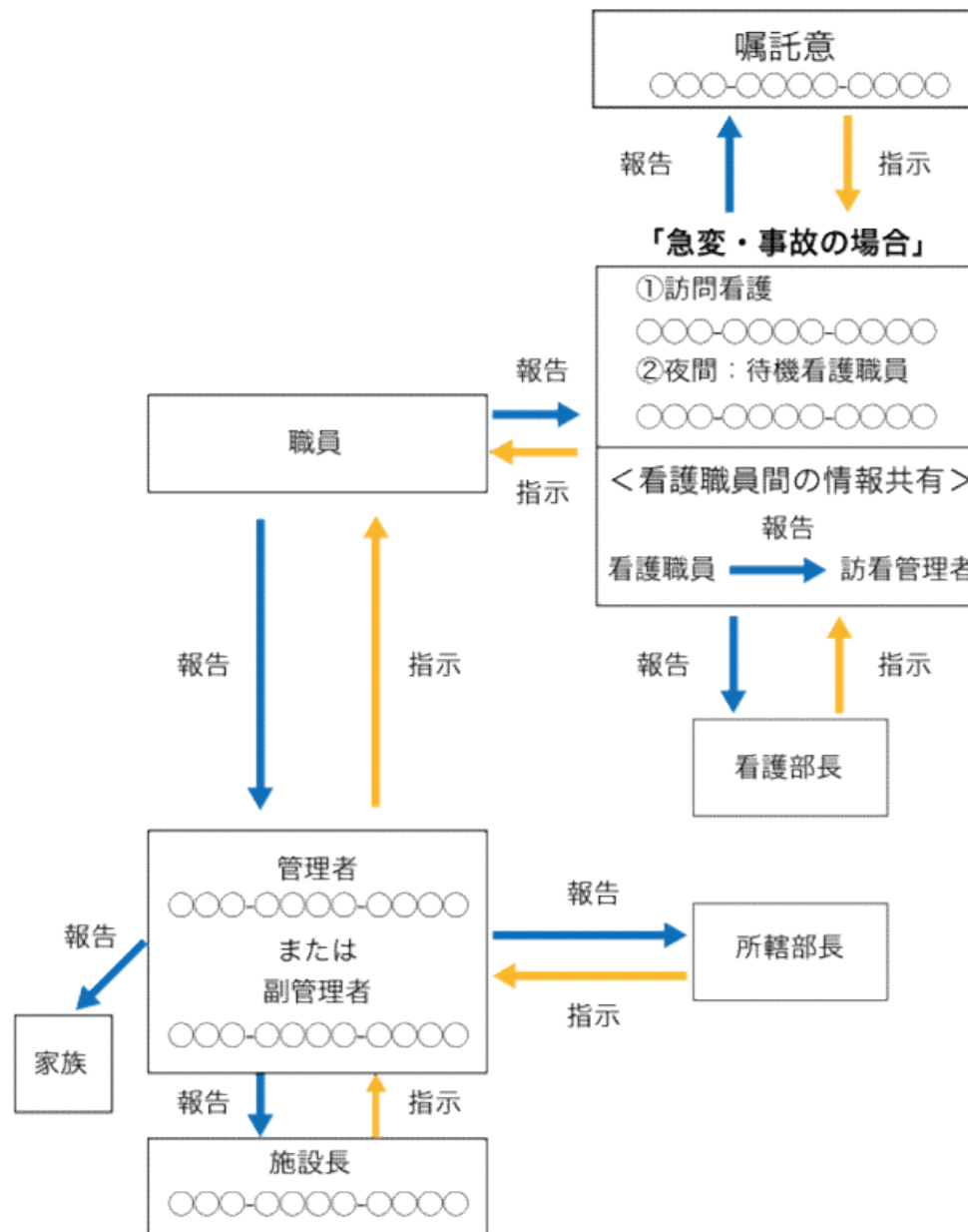
高齢者は転倒等の様々な事故の発生により、身体機能・精神機能・生活能力が著しく低下し、生活の質(QOL)が低下する傾向にある。ご利用者が健康で安全な生活を継続するために、積極的に事故防止に取り組んでいく。

事故防止の具体的対策

- ① 事故防止指針・事故防止マニュアルを作成する。
- ② 事故発生時は、市の「事故発生時の対応に関する基準」に基づき対応する。
- ③ 事故防止に関する研修会を実施する。
- ④ ひやりはっと報告書の活用



連絡体制フローチャート（日中・夜間帯）



※各部長間の連携を図る。
 ※部長は、随時施設長に報告・相談を行い、指示を受ける



生活の質の向上のための具体的な取り組み

生活の質向上への取り組み

① 運動機能の向上

ご利用者の「食べる」「歩く」「自分でやる」機能を重視し、日常生活の自立や身体機能を維持する事をめざし、生活に即した機能訓練を行う。生き生きと普段の生活を楽しむことによって、無理せず楽しく自分でできる動作の再獲得・維持へと繋げる。

ア)「その人らしい生活」を送る為に、身体機能の維持・改善を目指す。

イ)「日常生活動作＝機能訓練」と捉える。

ウ)「生活する場＝訓練の場」と捉える。

エ)適切な装具・福祉用具等を活用し、日常生活動作の自立を目指す。



②行事・レクリエーション等の実施

季節感を実感できる行事、誕生日会、心身の活性に繋がるような、個々に応じた活動を日常生活に取り入れる。また、地域住民との交流や外出により、社会参加の機会を提供する。

ア) 誕生会、季節にちなんだ行事を行う。

イ) 地域のお祭り・行事に参加する。

ウ) 外出を支援する。

エ) ご利用者の意向に沿った活動を提供する。

オ) 地域の小学校・幼稚園・保育園との交流会を行う



事業開設に向けての取り組み、職員確保に向けた具体的対策

①職員の採用

- ・高知県全域において、高校新卒者、無資格・未経験者、高齢者、障害者、外国人などを幅広い労働人口に対して、求人活動を積極的に展開する。
- ・知識と技術の習得・向上の為に研修を実施、職場環境を整える。
- ・柔軟な雇用形態を検討する。

②IT機器の活用による業務の効率化

- ・携帯端末機:iPad(業務を行いながら操作が可能、タッチパネル方式)を導入する。
- ・社内SNS(NIコラボ)の導入により、法人内部の情報収集やメール機能を活用した情報の共有や職員間の連携強化を図る。

③職員の健康保持

- ・雇用時検診、夜勤対象者検診(年2回)、職員検診(年1回)を実施。
- ・予防接種の実施
- ・腰痛予防の取り組み(アンケートの実施・研修会)
- ・メンタルヘルスケアの取り組み



整備許可申請内容に向けた取り組み

①職員の資格取得支援についての取り組み

- ・法人内での実務者研修の開催(年2回開講)
- ・介護福祉士資格取得に向けた勉強会の開催(月2回)

②内部研修の定期的な実施・外部研修への参加及び事業所内での周知

- ・ケアに係る知識・技術向上等に関する内部研修開催。

③外部研修への参加

④事業所職員への周知

- ・社内SNS(NIコラボ)にて通達
- ・職員玄関付近への研修案内の掲示
- ・職員会を活用し伝達研修

研修内容

感染症、高齢者虐待、身体拘束、防災、ハラスメント、権利擁護、医療安全、認知症予防専門士、認知症ケア専門士、認知症ケアマッピング(パーソン・セントラード・ケア)、ユマニチュード、看取り、介護職員等喀痰吸引等研修、口腔ケア推進士、ノーリフティングケア、アンガーマネジメント

『社会福祉法人 香南会』4大目標！！

利用者個別のケアプラン策定・介護を行う



骨折^{ゼロ}0を
目指します！

- ✓ 骨密度測定
- ✓ 転倒防止

皮下出血^{ゼロ}0を
目指します！

- ✓ リハビリスタッフ、看護等の計画策定

誤嚥性肺炎発生^{ごえん}
ゼロ0を目指します！

- ✓ 歯科医による歯周病の判定
- ✓ 口腔ケア推進

専門的な
認知症ケア
目指します！

- ✓ 認知症ケアマッピングの実践
- ✓ 認知症ケア専門士等の介護

介護のプロフェッショナルを目指す！





社会福祉法人
香南会

御清聴ありがとうございました。●